

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告
昭和三十年度に係る土木部各課の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第百六十六号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十年度に係る土木部各課の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十三年二月十五日

鳥取県監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	小谷善高
同	上根政幸

監査箇所 執行年月日

管 理 課	昭和三十一年十月三十一日監査
道 路 課	同
砂 防 課	同
河 港 課	同
建 築 課	同

管理課 昭和三十一年十月三十一日監査

監査委員 松本利治

同 大西節夫

同 近藤伝一

一 本年度災害工事は一億五千二百余万円の事業予算に
対し、一億三千七百余万円を施工し(一千三百余万円
は翌年度繰越)総事業決定額(本省承認額)の八一%
の実施比率となつてゐるが、反面近年度(二十八、二
十九、三十各年度分)に発生した災害復旧は財政事情
等の制約をうけ、なお相当額の工事を未着工としてい
るが本県の特長地形その他の事情等を考慮の上、極力

これが裏付財源たる起債の確保に努力し、事業の緊急度並びに経済効果等の見地より早期施工するべく特に考究、善処されたい。

二 請負工事に対する諸契約及び事務手続の実施につき更に検討すべきものがある。

即ち土木出張所の監査においても指摘要望している如く随意契約によるものが相当にあり、かつ設計変更或いは契約手続等につき 考究、改善すべきものがある。でこれら契約行為の運営に当つては県の条例、及び規則を厳重に勵行させるべく特に指導監督が必要である。

道路課

昭和三十一年十月三十一日監査

監査委員 松 本 利 治

同 大 西 節 夫

同 近 藤 伝 一

一 道路、橋梁の整備、拡充について更に努力せられたる。

即ち、二十九年度より道路、橋梁の整備拡充五ヶ年計画を策定し、その実施に努力はしているけれどもこれが事業財源のうち国庫支出金に依存している部分が極めて多く、かつ裏付財源である起債の決定が、国の財政事情等に起因し著しく遅延し事業計画に基く、工事執行にそごを来し各出張所とも少からぬ支障を来していると共に事業効果が減殺されている。

二 道路、橋梁維持管理費の財源確保に努められたる。

県下の道路、橋梁の現況は国県道総延長一、七三二、〇四九米、橋梁二、一五三橋（内木橋一、三七四橋）であり近時交通量の激増に伴いその損傷が甚だしく中でも、木橋については腐朽、破損個所が多くこれがため交通禁止、または重量制限等を余儀なくしている。これが反面維持管理に対する予算措置が僅少額であるため修繕費の捻出に苦慮し相当額の施設工事を施工するの己むない実状に鑑み、県道路線の再編成、維持管

理費の増額確保につき特に配慮すべきである。

三 屋外広告取締り強化につき考究善処すべきものがあるので県は適切な措置対策を講ずべきである。

砂防課

昭和三十一年十月三十一日監査

監査委員 松 本 利 治

同 大 西 節 夫

同 近 藤 伝 一

一 本年度通常砂防事業は四十七溪流に対し堰堤工三十七ヶ所、床固工十四ヶ所、護岸工等工費一億四千二百余万円の実施認可を受けて着工したが、財政事情等により工事の一部を（十八ヶ所一千四百余万円）翌年度繰越としてゐる。

本事業の施工はその殆んどが、県直営により実施しているが国の財政事情或いは裏付財源の都合等により着工が年度後半に集中する関係上、技術職員の不足等により施工の監督、殊に現場指導に徹底を欠き直営施工の主旨に反するものもあるので、直営事業の施工につ

き再検討せられたい。

なお工事検査及び工事事務の適正処理についても一層厳正を期すべきものがあるので考究措置されたい。

二 本県河川の特殊性により大山河川群を主体とした県下全水系にわたる砂防事業の重点計画（昭和三十年より四ヶ年）を策定し本年度より着手したのであるが、事業財源の中国庫支出金に対する裏付財源に全額起債をもつて充当する関係上、現状をもつてしては、到底計画通りの事業遂行に困難を来すものと思われるので、主務省との連携を一層密にし早期遂行に格段の努力をされたい。

河港課

昭和三十一年十月三十一日監査

監査委員 松 本 利 治

同 大 西 節 夫

同 近 藤 伝 一

一 本年度事業は中小河川改修工事、阿弥陀川外六河川河川局部改修工事、小田川外十河川、海岸浸蝕工事一

ヶ所、特別失業対策河川工事、佐陀川外三河川、港湾改修工事、田後港外四ヶ所等が主なものであるが、河川費予算一億四千五百二十万余円に対し執行額は一億二千五百八十万余円で残余の一千四百七十一万余円の内財源措置により翌年度繰越した一千二十三万余円を除けば、結局四百四十九万余円不要額となつてゐる、

また港湾事業については予算額三千五百二十一万余円に対し執行額は二千六百七十九万余円で、残余額八百四十一万余円この内三百四十五万円翌年度繰越してゐるので結局四百九十六万円それぞれ不要額としてゐるが、前年度に比し事業は概ね順調に進捗してゐるものと認めた。

しかしながら河川港湾の維持管理及び改修の各種工事は、事業の性質からして適期に施行することが肝要であるが、現在の施行状況は財政事情等もあつて経済的効率の施工とは認め難く事業効果を著しく減殺せしめてゐるので、適確なる財源を早期に確保し効率の施工に留意されたい。

二 第一線機関技術職員の不足に伴う現場指導及び監督に徹底を欠ぐ面が尠くない。

特に港湾工事及び海岸浸蝕対策事業に対する埋没箇所及び永久的構造物等重要工事については本課に於ても指導監督を行い施工の万全を期すべきである。

三 港湾の維持管理については、運輸省主管にかかる商港（主要港、地方港、避難港）は、当課において処理し、農林省主管による漁港は、水産課で担当しこれに対する各種施設事業の計画及び実施は、当課が担当してゐるためその執行過程において種々論があるので内務事務の調整によつて、合理的に事業の遂行が出来るよう双方考究善処されたい。

建築課

昭和三十一年十月三十一日監査

監査委員 松 本 利 治

同 大 西 節 夫

同 近 藤 伝 一

一 公営住宅の建設については、第二期三ヶ年計画を樹

て初年度事業として県営三十五戸、市町村営百七十八戸計二百十三戸の建設を実施してゐるほか、分譲住宅十戸を計画し三十一年十二月竣功の予定であるが更に住宅建設促進につき一層積極的努力をされたい。

二 県営住宅の維持管理、並びに貸付料徴集等につき検討を要するものがある。

殊に前回も指摘してゐる如く維持管理並びに、家屋賃付料徴収の問題等につき未解決のまま今日に及んでゐるので当局は根本的検討を加え、早急に対策を樹立し以つて住宅運営の万全を期すべきである。

